

# 特定個人情報の適正な取扱い等に関する留意点

---

平成29年度 社会保障・税番号制度担当者説明会  
個人情報保護委員会事務局



# 個人情報保護委員会

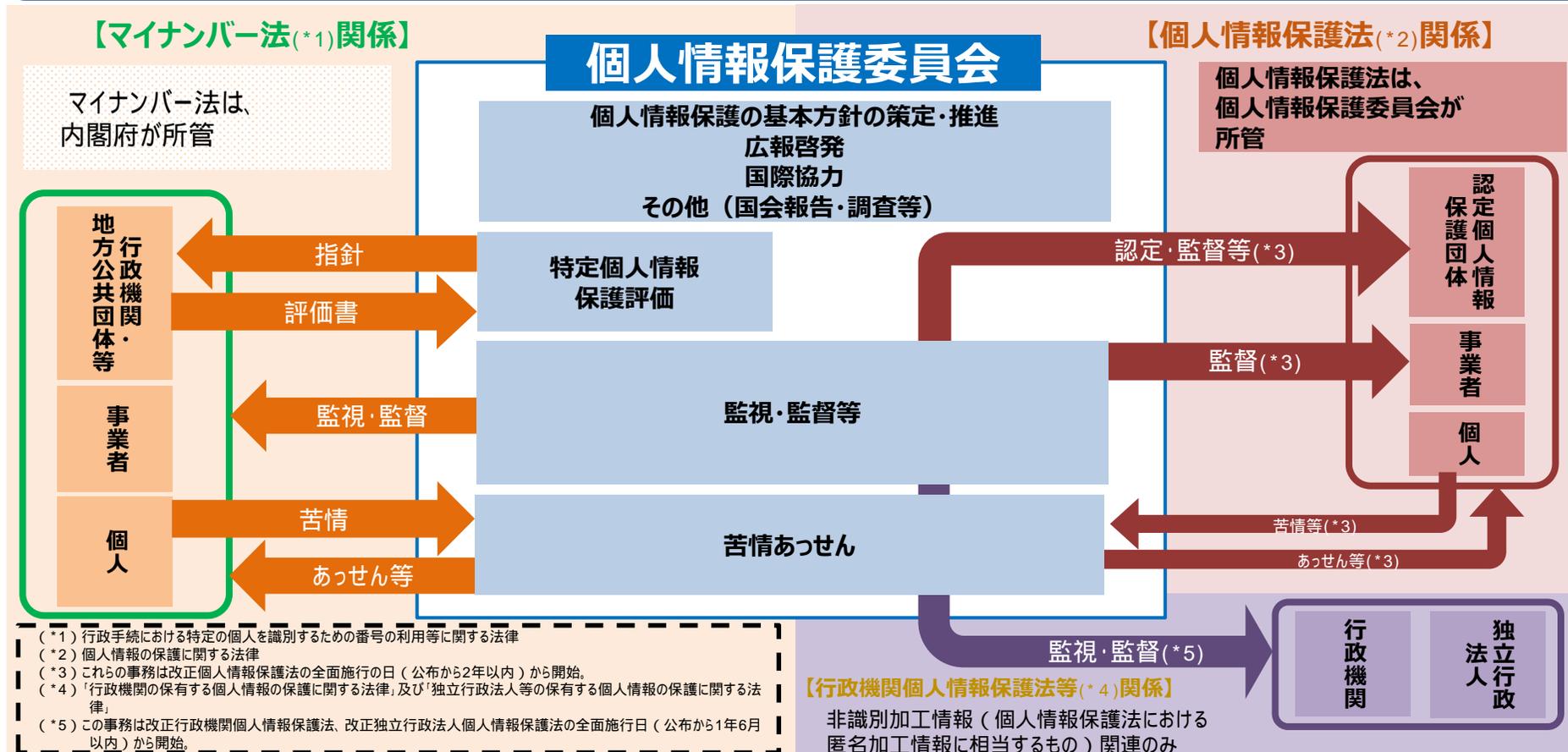
個人情報保護法及び関係政令に基づき、特定個人情報保護委員会を改組し、2016（平成28）年1月1日設置

## 任務

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること

## 組織

委員長1名・委員8名（合計9名）の合議制  
委員長・委員は独立して職権を行使（独立性の高い、いわゆる3条委員会）



# 1. 特定個人情報の取扱いに関する 監視・監督について



# 目 次

---

- ( 1 ) 漏えい事案等の状況
- ( 2 ) 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について  
( 地方公共団体等向け )
- ( 3 ) 立入検査の状況
- ( 4 ) 定期的な報告

# 漏えい事案等の状況

(特定個人情報)

27年度 83件(重大な事態2件)

28年度(上半期) 66件(重大な事態2件)

個人情報保護委員会に報告された漏えい事案  
等の件数

# 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（地方公共団体等向け）

## 独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について

（平成27年特定個人情報保護委員会告示第1号）

地方公共団体等は、その取り扱う特定個人情報について、漏えい事案その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合には、次の事項について必要な措置を講ずるものとする。

### 必要な措置を講ずる事項

組織内における報告、被害の拡大防止

事実関係の調査、原因究明

影響範囲の特定

再発防止策の検討・実施

影響を受ける可能性のある本人への連絡等

事実関係、再発防止策等の公表

個人情報保護委員会への報告

A．右記の個人情報保護委員会規則における、重大事態に該当する事案又はそのおそれのある事案が発覚した時点で、直ちにその旨を個人情報保護委員会に報告する。【第一報】

B．番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案を把握した場合には、事実関係及び再発防止策等について、速やかに個人情報保護委員会に報告する。【確報】

## 特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則

（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号）

地方公共団体等は、**特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態（重大事態）**が生じたときは、個人情報保護委員会に報告するものとする。【確報】

### 重大事態

情報提供ネットワークシステム等又は個人番号利用事務・個人番号関係事務を処理するために使用する情報システムで管理される特定個人情報漏えい等した事態

漏えい等した特定個人情報に係る本人の数が100人を超える事態

特定個人情報を電磁的方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態となり、かつ閲覧された事態  
職員等が不正の目的をもって、特定個人情報を利用し、又は提供した事態

### 報告内容

概要及び原因

特定個人情報の内容

再発防止のためにとった措置

～ のほか、個人情報保護委員会が定める事項

個人情報保護委員会へ報告する様式については、個人情報保護委員会ウェブサイトに掲載しています。

# 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（地方公共団体等向け）

平成27年12月25日付 各都道府県・指定都市番号制度担当部局長あて通知 特個第818号  
特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応における留意事項について(地方公共団体等における対応に関する通知)

## 1．重大な事態又はそのおそれのある事案が発覚した場合

直ちに個人情報保護委員会に第一報をFAXで報告してください。

(FAX：03-3593-7962)

平成28年3月に執務室が移転したことに伴い、FAX番号が変更になっております。

なお、発覚時点が夜間、休日の場合には、原則として翌開庁日にそれまでに把握した事項や行った措置等を併せて報告してください。

## 2．番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案を把握した場合

### (1.を除く事案の場合)

原則として、電子メールにより、個人情報保護委員会に報告してください。

ただし、不正プログラム等による情報漏えい等の場合は、FAXを用いてください。

(e-mail：[houkoku.bangou@ppc.go.jp](mailto:houkoku.bangou@ppc.go.jp))

## 3．報道発表資料等の情報提供

事案を報道発表する場合には、報道発表する前に、報道発表資料等を個人情報保護委員会に情報提供いただきますようお願いいたします。

# 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（地方公共団体等向け）

行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等用様式

平成 年 月 日

個人情報保護委員会 御中

組織名 \_\_\_\_\_  
 担当部署 \_\_\_\_\_  
 担当者 \_\_\_\_\_  
 所在地 \_\_\_\_\_  
 連絡先（TEL： \_\_\_\_\_）

## 特定個人情報の漏えい等報告について

（特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態等）

番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案について報告します。

（第一報の際に①～⑥は記載必須事項です。）

①事態の種類 ※重大事態に該当する事案又はそのおそれのある事案の該当する項目を選択してください。（複数選択可）	【重大事態（そのおそれのある事案を含む）の該当の有無】 <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない 【※ 「該当する」を選択した場合のみ記載】 <input type="checkbox"/> 第一報（告示に基づく報告） <input type="checkbox"/> 複報（規則第3条に基づく報告）
②事態の概要 ※発覚日、判明している発生原因も含む	【重大事態（そのおそれのある事案を含む）の類型】 <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム又は個人番号利用事務を処理する情報システムで管理される特定個人情報の漏えい等が起こった。 <input type="checkbox"/> 個人番号関係事務を処理するために使用する情報システムで管理される特定個人情報の漏えい等が起こった。 <input type="checkbox"/> 漏えい等した特定個人情報の本人の数が101人以上である。 <input type="checkbox"/> 電磁的方法により、不特定多数の人が閲覧できる状態となった。 <input type="checkbox"/> 職員等（従業員等）が不正の目的で利用し、又は提供した。
③漏えい等した情報の内容	
④漏えい等した特定個人情報の本人の数	（ ）人 ※ 発覚した時点で把握した概数を記載
⑤漏えい等が発生した事務の名称	【個人番号利用事務・個人番号関係事務の該当】 <input type="checkbox"/> 個人番号利用事務 <input type="checkbox"/> 個人番号関係事務 【特定個人情報保護評価の実施の有無】 <input type="checkbox"/> 実施（義務付けられる評価の種類： _____） <input type="checkbox"/> 義務付けられない 【事務名 ※ 特定個人情報保護評価計画管理書の「事務の名称」を記載】 （ _____） ※ 「個人番号利用事務」を選択した場合のみ記載
⑥公表（予定）	【事案の公表】 <input type="checkbox"/> あり（予定も含む） 公表（予定） _____ 年 月 日 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 未定 【公表方法 ※ 「あり（予定も含む）」を選択した場合のみ記載】 <input type="checkbox"/> HPに掲載 <input type="checkbox"/> 記者会見 <input type="checkbox"/> 記者クラブ等への資料配布 <input type="checkbox"/> その他（ _____）

行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等用様式

⑦本人への連絡等の状況	
⑧再発防止策等	
⑨その他	

※ 第一報から記載を変更した箇所には、変更した記載に下線を引いてください。

個人情報保護委員会のホームページに、報告様式やQ & Aを掲載しています。

<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/rouei/>



# 立入検査の状況

27年度 行政機関1機関 地方公共団体1機関 2件

28年度(上半期) 行政機関3機関 地方公共団体1機関 4件



## 番号法

### (報告及び立入検査)

第38条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該特定個人情報を取り扱う者その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、特定個人情報の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。(略)

### (委員会による検査等)

第28条の3 特定個人情報ファイルを保有する行政機関、独立行政法人等及び機構は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について委員会による検査を受けるものとする。

2 特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体及び地方独立行政法人は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、委員会に対して当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について報告するものとする。

漏えい事案等を踏まえて、随時に検査を行うことがあります。

# 立入検査の状況

## 立入検査は、どのような観点で行うのか？

**Point** 規程が適切に定められているか。

- 特定個人情報保護評価書(PIA)や特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに沿って規程が定められているか。

**Point** 地方公共団体が定めた規程や、上記のPIA、ガイドラインに基づいて、実施(運用)されているか。

検査に当たっては、客観的な証拠に基づいて説明できているかという観点で検査を行いますので、客観的な証拠として記録を残すことも重要です。

例: 入退室の記録、廃棄の記録、アクセスログ、研修実施の記録 など

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)より抜粋

### 2 講ずべき安全管理措置の内容

地方公共団体等は、安全管理措置を講ずるに当たり、番号法、個人情報保護条例、本ガイドライン、指針等及び地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン等を参考に地方公共団体等において策定した情報セキュリティポリシー等を遵守することを前提とする。

# 立入検査の状況

## 立入検査等を踏まえての留意点

### ✓ 取扱規程等の見直しが行われていない

「情報セキュリティポリシー」の見直しなどが行われているか？

### ✓ 事務取扱担当者が明確になっていない

臨時職員や非常勤職員などの者が事務取扱担当者に該当しないか？

### ✓ 研修の未受講者に対するフォローアップが行われていない

欠席者、新規採用や人事異動に伴い配属された者への研修を実施しているか？

### ✓ 点検・監査が行われていない

# 立入検査の状況

## < 説明会の実施状況 >

- 立入検査等を踏まえて、平成29年1月下旬から地方公共団体向けに説明会（特定個人情報の取扱いに関する留意点について）を開催  
3月現在で41都道府県
- 資料については、デジタルPMOに掲載

## < 説明会等の聞き取りにおいて気付いた点 >

- まずは、当委員会が定めている「**特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）**」を一読してください！！

# 定期的な報告

- 番号法第28条の3第2項に基づき、特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体及び地方独立行政法人は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、特定個人情報の取扱いの状況について、個人情報保護委員会に報告することが法令上の義務となっている。
- 報告内容は、
  - 重点項目評価書及び全項目評価書に記載されたリスク対策の措置状況等  
(事務単位)
  - 上記のほか委員会で定める事項(機関単位)
- 定期報告の提出期限は、7月末まで
- 提出方法は、マイナンバー保護評価システムを通じて提出

## 2. 特定個人情報保護評価について

---

# 目 次

---

- ( 1 ) 特定個人情報保護評価の再実施等 ( 概要 )
- ( 2 ) 評価実施機関における評価書の公表状況
- ( 3 ) 特定個人情報保護評価の実施手続
- ( 4 ) 特定個人情報保護評価計画管理書の作成
- ( 5 ) 特定個人情報保護評価の適切な実施
- ( 6 ) 特定個人情報保護評価の再実施等【定期】
- ( 7 ) 特定個人情報保護評価の再実施等【随時】
- ( 8 ) 独自利用事務についての特定個人情報保護評価
- ( 9 ) 特定個人情報保護評価書における「法令上の根拠」欄
- ( 10 ) マイナンバー保護評価システムにおける評価書の公表の手続
- ( 参考 ) マイナンバー保護評価システムに係るお問合せ
- ( 参考 ) 特定個人情報保護評価を実施する際によく使う資料

# (1) 特定個人情報保護評価の再実施等 (概要)

## 定期的な対応について

少なくとも1年に1回、公表した評価書の記載事項を実態に照らして、変更が必要か否かを検討するように努める。

## 評価の再実施とは

重要な変更、しきい値判断の結果の変更があれば、特定個人情報保護評価の再実施を行う。

評価の再実施は、当初評価と同様の手続が必要であることから、全項目評価を行う機関は、パブリックコメントや第三者点検等も必要になる。

### [評価の再実施を行う時期]

「重要な変更」が生じる場合は、当該変更を加える前に、また、「しきい値判断の結果の変更」が生じた場合は、速やかに評価の再実施を行う。

例えば、情報提供ネットワークシステムによる情報連携、特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無等、又はリスク対策に係る変更(特定個人情報保護評価指針別表)

## 評価の修正とは

評価の再実施に該当する場合以外の、例えば、リスク対策の変更に至らない、評価書の記述の見直しや組織名や法令名の修正、特定個人情報の漏えい等の事態のリスクを明らかに軽減させる変更等軽微な修正を行うもの。評価書の該当箇所を修正し、委員会へ提出後、公表となる。

## ( 2 ) 評価実施機関における評価書の公表状況

(平成29年3月31日現在)

機関情報		評価書情報			
公表者区分	公表機関数	評価書数	評価書種別		
			基礎	重点	全項目
行政機関の長	7 機関	14	6	0	8
地方公共団体の長その他の機関	2,167 機関	30,609	28,686	1,365	558
独立行政法人等	24 機関	30	23	1	6
地方独立行政法人	1 機関	1	1	0	0
地方公共団体情報システム機構	1 機関	1	0	0	1
情報連携を行う事業者	628 機関	806	691	46	69
合計	2,828 機関	31,461	29,407	1,412	642

評価書数は、重点項目評価又は全項目評価が義務付けられた場合に併せて提出される基礎項目評価書の数を除いています。

公表されている評価書の確認については、マイナンバー保護評価WEBの評価書検索をご利用ください。

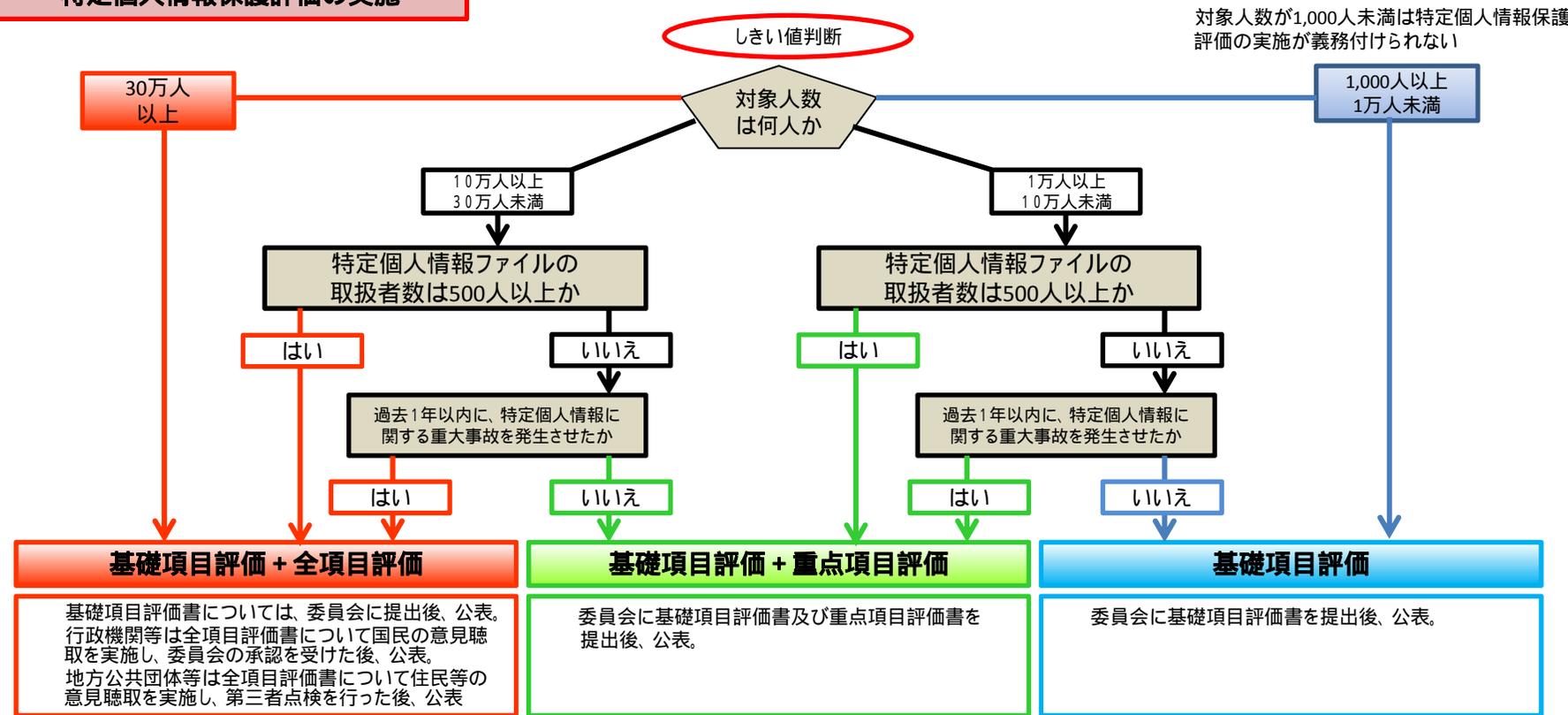
( <http://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/> )

# (3) 特定個人情報保護評価の実施手続

## 特定個人情報保護評価計画管理書

特定個人情報保護評価を計画的に実施し、実施状況を適切に管理するために、最初の特定個人情報保護評価を実施する前に作成する特定個人情報保護評価書を委員会へ提出する際に、併せて提出する。評価書の修正等があった場合は、その都度更新し、評価書と併せて提出する。

## 特定個人情報保護評価の実施



## 実施後に必要となる手続

重要な変更を加えようとするとき、特定個人情報に関する重大事故の発生等によりしきい値判断の結果が変わり新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断されたときは、特定個人情報保護評価を再実施。  
上記以外の変更が生じたときは、評価書を修正・公表。  
少なくとも1年に1回は特定個人情報保護評価書の見直しを行うよう努める。  
一定期間(5年)経過前に特定個人情報保護評価の再実施を行うよう努める。

# ( 4 ) - 1 特定個人情報保護評価計画管理書の作成

## 特定個人情報保護評価指針

### 第5 特定個人情報保護評価の実施手続

#### 1 特定個人情報保護評価計画管理書

##### ( 1 ) 特定個人情報保護評価計画管理書の作成 ( 抜粋 )

特定個人情報保護評価計画管理書は、特定個人情報保護評価を計画的に実施し、また、特定個人情報保護評価の実施状況を適切に管理するために作成するものである。評価実施機関で実施する特定個人情報保護評価に関する全ての事務及びシステムについて記載するものとし、評価実施機関単位で作成するものとする。

## 特定個人情報保護評価指針の解説

### Q第5の1 - 1のA ( 抜粋 )

特定個人情報保護評価計画管理書を作成する目的は、評価実施機関が実施する特定個人情報保護評価の対象となる事務とそれらの事務で使用するシステムを中心に、評価実施機関における特定個人情報ファイルの取扱いの全体像を把握し、特定個人情報保護評価の実施について、計画と管理を適切に行うことです。



## ( 4 ) - 2 特定個人情報保護評価計画管理書の作成



### 留意事項

個人情報保護委員会に提出した特定個人情報保護評価書に係る事務のみが記載された特定個人情報保護評価計画管理書が提出されているケースがあります。

特定個人情報保護評価の実施について、計画と管理を適切に行うために、評価実施機関内における特定個人情報ファイルを取り扱う事務の洗出しを行った上で、特定個人情報保護評価に関する全ての事務及びシステムを同計画管理書に記載する必要があります。

# ( 5 ) - 1 特定個人情報保護評価の適切な実施

## 特定個人情報保護評価指針

### 第6 特定個人情報保護評価の実施時期

#### 1 新規保有時（抜粋）

特定個人情報ファイルを新規に保有しようとする場合、原則として、当該特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施するものとする。

### 第12 特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置

#### 1 特定個人情報保護評価の未実施に対する措置（抜粋）

特定個人情報保護評価を実施するものとされているにもかかわらず実施していない事務については、情報連携を行うことが禁止される。

## 特定個人情報保護評価指針の解説

### 第6 特定個人情報保護評価の実施時期 1 新規保有時 の解説（抜粋）

特定個人情報保護評価の結果を受けて、当初予定していた特定個人情報ファイルの取扱いやシステム設計を変更しなければならない場合も十分想定されることから、対応に要する時間を考慮して、特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルを保有する直前ではなく、十分な時間的余裕をもって実施する必要があります。



## ( 5 ) - 2 特定個人情報保護評価の適切な実施



### 留意事項

特定個人情報保護評価計画管理書の作成に当たって、評価実施機関内の特定個人情報ファイルを取り扱う事務の洗出しを行った場合等において、特定個人情報保護評価を実施していない事務があるときには、特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施する必要があります。

特定個人情報保護評価の具体的な実施時期については、特定個人情報保護評価指針の解説94ページ以降を参照してください。

# (6) - 1 特定個人情報保護評価の再実施等【定期】

## 特定個人情報保護評価指針

### 第5 特定個人情報保護評価の実施手続 4 特定個人情報保護評価書の見直し

評価実施機関は少なくとも1年に1回、公表した特定個人情報保護評価書の記載事項を実態に照らして見直し、変更が必要か否かを検討するよう努めるものとする。

### 第6 特定個人情報保護評価の実施時期 2 新規保有時以外（抜粋）

#### (3) しきい値判断の結果の変更（前段）

上記第5の4に定める特定個人情報保護評価書の見直しにおいて、対象人数又は取扱者数が増加したことによりしきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断される場合、評価実施機関は、速やかに特定個人情報保護評価を再実施するものとする。

#### (4) 一定期間経過

評価実施機関は、規則第15条の規定に基づき、直近の特定個人情報保護評価書を公表してから5年を経過する前に、特定個人情報保護評価を再実施するよう努めるものとする。

### 第7 特定個人情報保護評価書の修正

#### 1 基礎項目評価書（抜粋）

基礎項目評価書の記載事項に、第6の2(3)のしきい値判断の結果の変更~~に該当しない変更~~が生じた場合、評価実施機関は、規則第14条の規定に基づき、基礎項目評価書を速やかに修正し、委員会に提出した上で公表するものとする。

#### 2 重点項目評価書・全項目評価書（抜粋）

重点項目評価書又は全項目評価書の記載事項に、第6の2(2)の重要な変更に当たらない変更が生じた場合、評価実施機関は、規則第14条の規定に基づき、重点項目評価書又は全項目評価書を速やかに修正し、委員会に提出した上で公表するものとする。

## ( 6 ) - 2 特定個人情報保護評価の再実施等【定期】



### 留意事項

特定個人情報保護評価の再実施が義務付けられない程度の比較的軽微な変更・変化であっても、公表している特定個人情報保護評価書の記載内容と実態の齟齬を放置することは、特定個人情報ファイルの取扱いについての透明性を高め、国民・住民の信頼を確保するという特定個人情報保護評価の目的に反する結果となります。

このため、評価実施機関には、公表している特定個人情報保護評価書の記載内容が実態に合致しているかを常に意識し、必要であれば修正し公表することが期待されています。

特定個人情報保護評価に関する規則第14条等においては、少なくとも1年に1度は見直しを行い、記載内容の変更が必要か否かを検討するよう努めることが求められています。

地方公共団体情報システム機構から提供されている住民基本台帳に関する事務等に係る特定個人情報保護評価書の記載要領や、総務省から提供されている中間サーバーに係る特定個人情報保護評価書の記載例が適切に反映されているか、必要に応じて確認していただく必要があります。

# (7) - 1 特定個人情報保護評価の再実施等【随時】

## 特定個人情報保護評価指針

### 第6 特定個人情報保護評価の実施時期 2 新規保有時以外（抜粋）

#### (2) 重要な変更

評価実施機関は、保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施するものとする。

(注)「重要な変更」については、特定個人情報保護評価指針の解説104ページ以降を参照してください。

#### (3) しきい値判断の結果の変更（後段）

評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生によりしきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断される場合、評価実施機関は、当該特定個人情報に関する重大事故の発生後速やかに特定個人情報保護評価を再実施するものとする。

### 第7 特定個人情報保護評価書の修正<(5)-1の再掲>

#### 1 基礎項目評価書（抜粋）

基礎項目評価書の記載事項に、第6の2(3)のしきい値判断の結果の変更に該当しない変更が生じた場合、評価実施機関は、規則第14条の規定に基づき、基礎項目評価書を速やかに修正し、委員会に提出した上で公表するものとする。

#### 2 重点項目評価書・全項目評価書（抜粋）

重点項目評価書又は全項目評価書の記載事項に、第6の2(2)の重要な変更にあたらない変更が生じた場合、評価実施機関は、規則第14条の規定に基づき、重点項目評価書又は全項目評価書を速やかに修正し、委員会に提出した上で公表するものとする。

## (7) - 2 特定個人情報保護評価の再実施等【随時】

### 特定個人情報保護評価指針の解説

#### Q第6の2(3) - 4のA(抜粋)

ある事務について既に特定個人情報保護評価書を公表していた場合、当該事務に関わりのない評価実施機関内の部署が特定個人情報に関する重大事故を発生させたとしても、それにより当該事務に関するしきい値判断の結果が変われば、特定個人情報保護評価の再実施が必要となります。



### 留意事項

「重要な変更」については、そのような変更を加えようとする前に特定個人情報保護評価を再実施する必要があります。

よって、事後的な処理を行うことになる特定個人情報保護評価書の定期的な見直し(前述3-1)において、「重要な変更」が見つかることは想定されていません。

しきい値判断項目の変更に伴ってしきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断される場合、速やかに特定個人情報保護評価を再実施することが求められます。

この場合、しきい値判断項目の中でも、対象人数及び取扱者数と、重大事故の発生では、特定個人情報保護評価の再実施の契機が異なります。

及びについては、特定個人情報保護評価書の定期的な見直しにおいてしきい値判断の結果が変わった後、速やかに特定個人情報保護評価を再実施することとなります。

一方、については、特定個人情報に関する重大事故の発生を知った後、速やかに特定個人情報保護評価を再実施することとなります。

# ( 8 ) 独自利用事務についての特定個人情報保護評価

## 特定個人情報保護評価指針

### 第6 特定個人情報保護評価の実施時期

#### 1 新規保有時（抜粋）

特定個人情報ファイルを新規に保有しようとする場合、原則として、当該特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施するものとする。

### 第12 特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置

#### 1 特定個人情報保護評価の未実施に対する措置（抜粋）

特定個人情報保護評価を実施するものとされているにもかかわらず実施していない事務については、情報連携を行うことが禁止される。



## 留意事項

番号法第9条第2項に基づき条例で定める事務（いわゆる「独自利用事務」）についても、番号法別表第一に掲げる事務と同様に、特定個人情報保護評価を実施する必要がありますので、特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）に基づき、適切に特定個人情報保護評価を実施していただきますようお願いいたします。

(7)～(9)については、平成28年7月22日付け各都道府県・指定都市番号制度担当部局長あて個人情報保護委員会事務局総務課長事務連絡「特定個人情報保護評価の適切な実施について」においても、同様の内容を周知しておりますので、ご参照ください。



## (10) マイナンバー保護評価システムにおける評価書の公表の手續

「評価書の公表」の手續は、「評価書の提出」の手續とは別に行っていただく必要があります。  
**「評価書の提出」の手續を行うと自動的に公表されるものではありませんのでご注意ください。**

The screenshot displays the 'マイナンバー保護評価システム' (My Number Protection Evaluation System) web interface. The main navigation bar includes the system name and a 'ログアウト' (Logout) button. The page title is 'マイナンバー保護評価Web > 評価書の提出・公表支援'. The content is organized into sections: '評価書の提出・公表支援' (Evaluation Document Submission and Publication Support), '計画管理書・評価書様式のダウンロード' (Download of Plan Management Document and Evaluation Document Templates), '計画管理書・評価書の提出支援' (Submission Support for Plan Management Document and Evaluation Document), and '評価書の公表支援' (Publication Support for Evaluation Document). The '評価書の公表支援' section is highlighted with a red box and contains a button labeled '評価書の公表支援' with the text '評価書の公表を支援します。' (Supports the publication of evaluation documents.) and a '戻る' (Back) button. The footer contains a breadcrumb trail: '個人情報保護委員会 > マイナンバー保護評価 > ウェブアクセシビリティ > 動作環境について'.

・ マイナンバー保護評価システムで評価書の提出・公表を行う際に、「評価書の提出」は行っているものの、「評価書の公表」を行っていないために、マイナンバー保護評価Webで公表されていない事例が散見されます。

マイナンバー保護評価システムにおいて「評価書の公表」を行うためには、「評価書の提出」とは別に「評価書の公表」の作業が必要であり、「評価書の提出」の作業後自動的に「評価書の公表」がなされるものではありませんので、ご注意ください。

・ なお、公表するためのPDFの評価書については、全てのページが表示されるようにしてください。エクセルで作成した評価書をPDFに変換する際、表紙のみPDFに変換されている事例などが散見されますので、ご注意ください。

マイナンバー保護評価システムにて評価書(再実施や修正を行った評価書を含む。)を提出・公表するためには、各評価実施機関の機関ユーザ(マイナンバー制度の取りまとめ部署の担当者)に付与しているIDとパスワードが必要となります。人事異動等により機関ユーザの異動があった場合には、後任の担当者に事務を適切に引き継ぐとともに、保護評価システムを通じてユーザ情報の更新申請手續を行ってください。 28

# (参考) マイナンバー保護評価システムに係るお問合せ

**Q 1** : 計画管理書を提出したにも関わらず、評価書を提出しようとする時「計画管理書の最終提出日から7日以上経過している」というエラーが出る。

**A 1** : 評価書の提出を行う日は、計画管理書の表紙の「作成・最終更新日」の日付から7日以内であることが必要です。例えば1月30日に評価書を提出する場合、計画管理書の表紙の「作成・最終更新日」の日付を1月30日に変更した上で登録いただければ、評価書の提出が可能となります。

**Q 2** : 評価書を提出したのに、マイナンバー保護評価WEBで検索しても表示されない。

**A 2** : マイナンバー保護評価システムにおいて評価書の提出をした後、評価書の公表作業を行う必要があります。システム操作説明書（機関ユーザ編）P8-1の「8.1評価書の公表」の作業を行ってください。

**Q 3** : 評価書を提出しようとして、エクセルの評価書様式を添付して次の画面に進もうとすると、「評価書を選択してください」とエラーが出る。（先に進めず、エラー表示が繰り返される）

**A 3** : 評価書様式がシステムに登録できる指定の様式ではない可能性があります。システムに登録できる様式は、加工ができないようにセルの追加や着色ができないようになっています。デジタルPMO又は保護評価システムから様式をダウンロードして、再度作成してください。

# (参考) マイナンバー保護評価システムに係るお問合せ

Q4：評価書を提出しようとしたが、「不正なシートがある」というエラーが出て提出できない。

A4：

## 【基礎項目評価書の場合】

システムで提出できる指定の様式以外の様式を使用している可能性があります。デジタルPMO又は保護評価システムから様式をダウンロードして、再度作成してください。

## 【重点項目評価書の場合】

重点項目評価書でシートを追加できるのは、「(別添1)事務の概要」、「.特定個人情報ファイルの概要」、「.特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」のみです。

それ以外のシートを追加していないでしょうか。追加している場合は、そのエラーの原因となっているシートをPDF化し、添付ファイルとして登録すれば提出可能となります。

(よくあるケースとして、移転先・提供先が20件以上あるためシートを追加しているケースが挙げられます。)

## 【全項目評価書の場合】

全項目評価書でシートを追加できるのは、「(別添2)特定個人情報ファイル記録項目」、「.特定個人情報ファイルの概要」、「.特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」のみです。

それ以外のシートを追加していないでしょうか。追加している場合は、そのエラーの原因となっているシートをPDF化し、添付ファイルとして登録すれば提出可能となります。

(よくあるケースとして、移転先・提供先が20件以上あるためシートを追加しているケース、「(別添1)事務の内容」のシートがコピーされていてシートが複数存在するケースが挙げられます。)

## (参考) 特定個人情報保護評価の関係資料

特定個人情報保護評価を実施する際によく使う資料と、その掲載場所は下記のとおりです。

特定個人情報保護評価指針 / 特定個人情報保護評価指針の解説 / 記載要領

- ・ 委員会ホームページ ( <http://www.ppc.go.jp/enforcement/assessment/> )

評価書様式 ( 計画管理書、基礎項目評価書、重点項目評価書、全項目評価書 )

- ・ デジタルPMO
- ・ マイナンバー保護評価システム

マイナンバー保護評価システムの操作説明書

- ・ デジタルPMO
- ・ マイナンバー保護評価システム

### 3. 番号法第9条第2項の条例で定める事務 (独自利用事務)に係る情報連携について

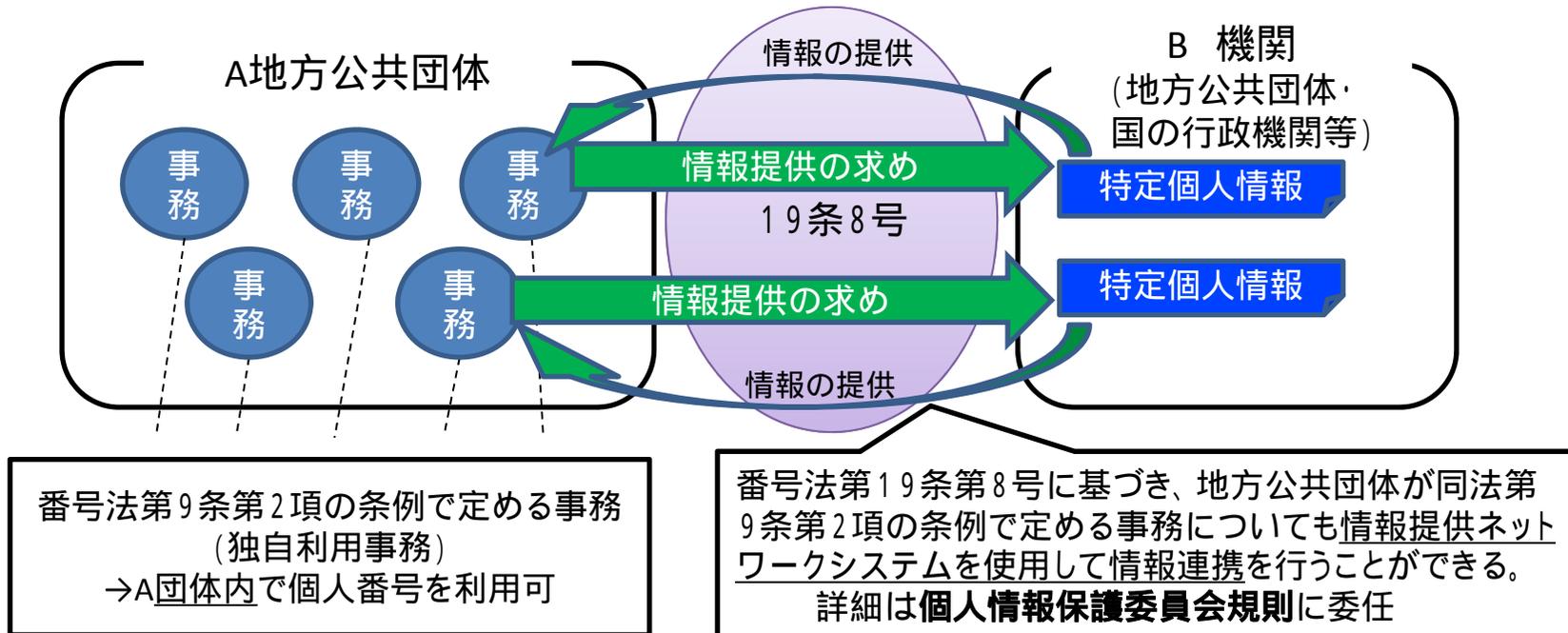
---

# 目 次

---

- ( 1 ) 独自利用事務に係る情報連携について
- ( 2 ) 情報連携の対象となる独自利用事務の事例等について
- ( 3 ) 情報連携の対象となる独自利用事務の事例の拡大について

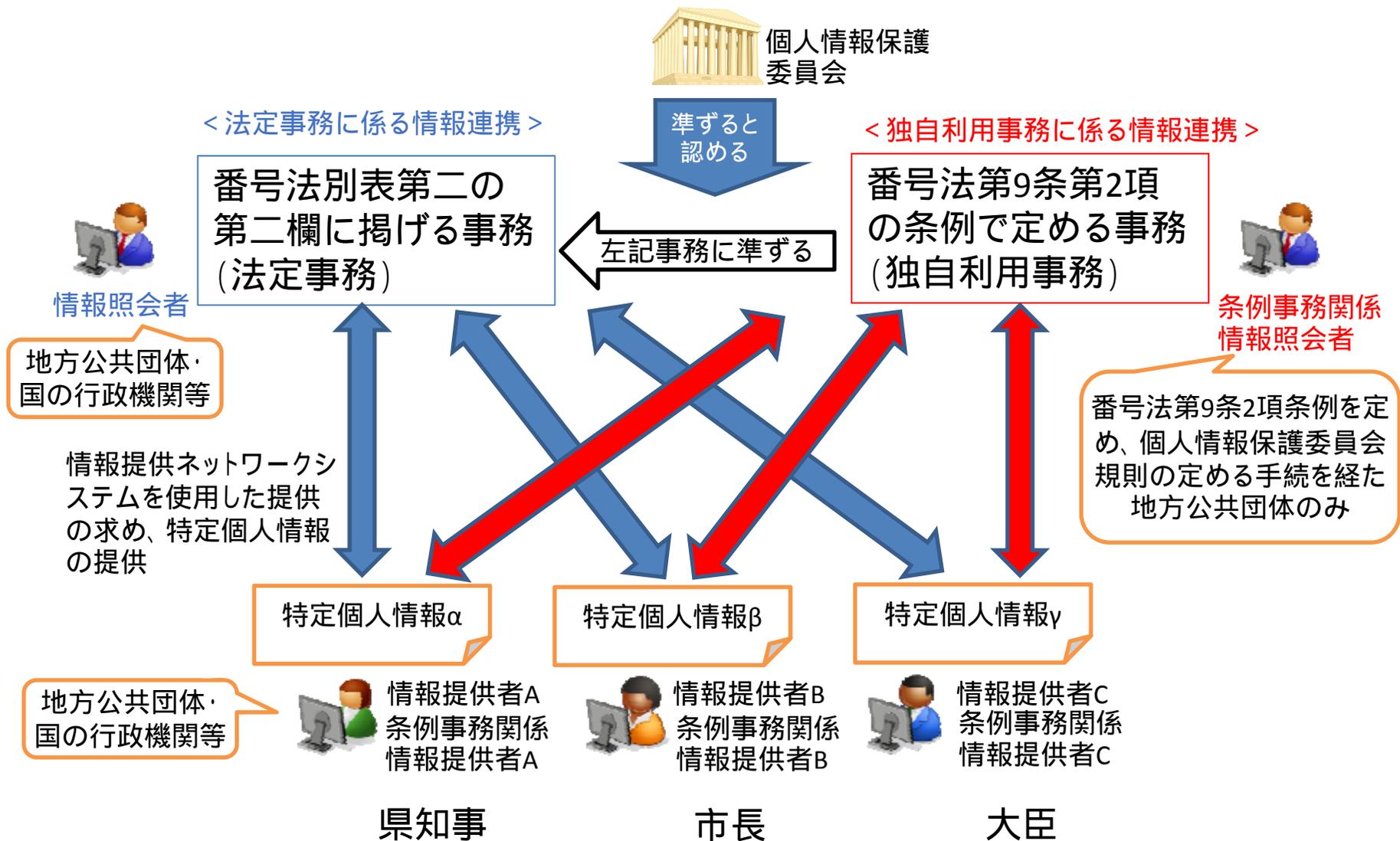
# ( 1 ) 独自利用事務に係る情報連携について ( 番号法第 19 条第 8 号 )



## 番号法第9条第2項(抄)

地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税(中略)又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

# ( 1 ) 独自利用事務に係る情報連携について ( 番号法新第 19 条第 8 号 )



# ( 1 ) 独自利用事務に係る情報連携について ( 番号法第 19 条第 8 号 )

番号法別表第二に掲げられていない事務 → 独自利用事務の情報連携の対象外

番号法別表第二に掲げられているが主務省令に規定されていない事務

→ 番号の利用・提供については法所管省庁に委ねられていることから、独自利用事務の情報連携の検討からは除外

番号法別表第二に掲げられた事務に準ずる事務

→ 一定の基準<sup>1</sup>を設けて、いわゆる上乗せ、横出し等<sup>2</sup>については独自利用事務の情報連携を認める



1 **以下の要件**を満たす事務については、**情報連携を認める**

- 独自利用事務と法定事務の根拠となる法令の趣旨・目的の一致
- 独自利用事務と法定事務の内容の類似性等

2 上乗せ、横出し等

例: 高等学校等就学支援金事務  
別表第二 113の項「就学支援金の支給に関する事務」

県による加算  
8万円

**上乗せ**

国の就学支援  
金 30万円

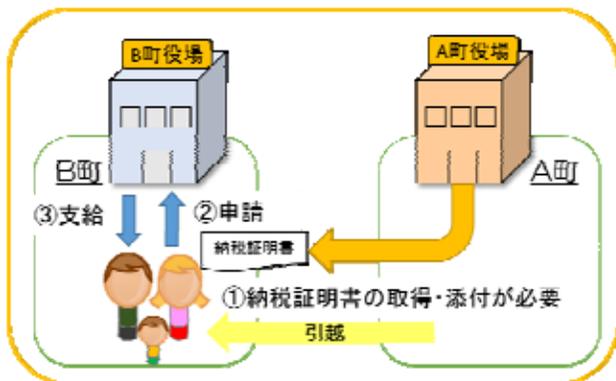
県による入  
学金の補助

**横出し**

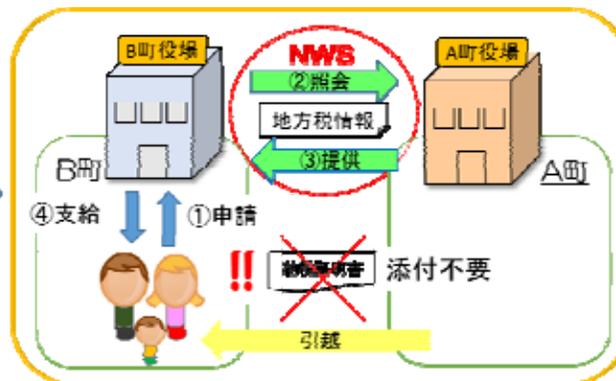
# (1) 独自利用事務に係る情報連携について (番号法新第19条第8号)

地方公共団体が条例で定める事務についても情報連携を行うことで、添付書類の削減等住民へのメリットを提供できるほか、他の地方公共団体等他の機関からの照会対応を効率化。

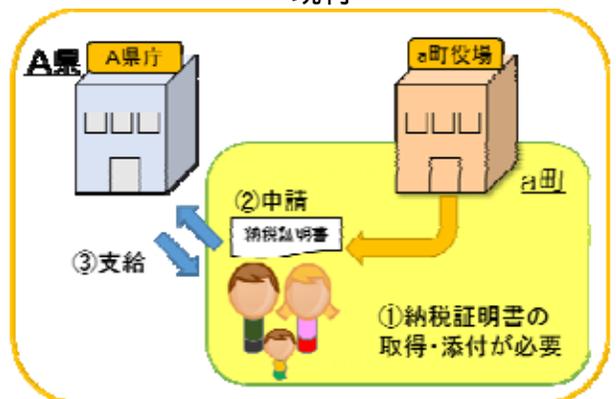
例1: 子ども医療費助成事務の場合  
< 現行 >



B町に対して申請  
< 今後 >



例2: 就学の援助事務の場合  
< 現行 >



A県に対して申請  
< 今後 >



## (2) 平成29年7月開始予定の情報連携の対象となる 独自利用事務の事例

### ◆ 委員会で公表済の情報連携の対象となる独自利用事務の事例

- ( )内は準ずる番号法別表第2の項
- 子どもの医療費助成に関する事務(9、74)
- 小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務(9)
- 障害児通所給付費等の支給に関する事務(10、11)
- 障害福祉サービスの提供に関する事務(10、11)
- 予防接種に係る実費の徴収に関する事務(法定事務に係るものを除く。)(18)
- 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務(26)
- 地方公共団体が公営住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務(31)
- 住宅に困窮する低額所得者に対する低廉な家賃での賃貸又は転貸である場合特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)(37)
- 地方公共団体が改良住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務(54)
- ひとり親等の医療費助成に関する事務(57、65)
- 児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務(57)
- 母子家庭等及び寡婦に対する資金の貸付けに関する事務(63)
- ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務(65)
- 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務(67、108)
- 障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務(67、108)

(次ページへ続く)

心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務(67、108)  
障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務(67、108)  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)(67、108)  
障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業(法定事務に係るものを除く。)については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。  
心身障害者扶養共済制度の掛金減免に関する事務(67、108)  
高齢者の医療費助成に関する事務(94)  
介護サービス等利用者負担軽減に関する事務(94)  
介護サービス等の給付に関する事務(介護用品支給に関する事務、日常生活用具の給付に関する事務、住宅改造等費用助成に関する事務、移動支援に関する事務等(介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業を含む。))(94)  
介護保険法に基づく地域支援事業(法定事務に係るものを除く。)及び市町村特別給付については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。  
肝炎・結核等の感染症の医療費助成に関する事務(97)  
学資の貸与に関する事務(106)  
高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務(106、113)  
私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務(106、113)  
就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)(113)  
幼稚園就園奨励費の支給に関する事務(113、116)  
保育所保育料の減免・免除に関する事務(116)  
子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事(116)  
難病患者の医療費助成に関する事務(120)  
妊 不妊治療費用の補助に関する事務(120)

## (2) 平成29年7月からの独自利用事務の情報連携に係る届出について

- ◆ 平成29年7月からの独自利用事務の情報連携について届出を行った団体 ...1,020団体

(内訳) 都道府県 38団体/47団体  
市区町村 982団体/1,741団体

市区町村について規模別

政令指定都市 19団体/20団体

中核市 43団体/48団体

その他の市 920団体/1,673団体

(規模については、4月11日時点)

- ◆ 情報連携について届出を行った事務件数 ...5,874事務

(内訳) 都道府県 189事務  
市町村 5,685事務

( 平均 都道府県 5.0事務  
市区町村 5.8事務 )

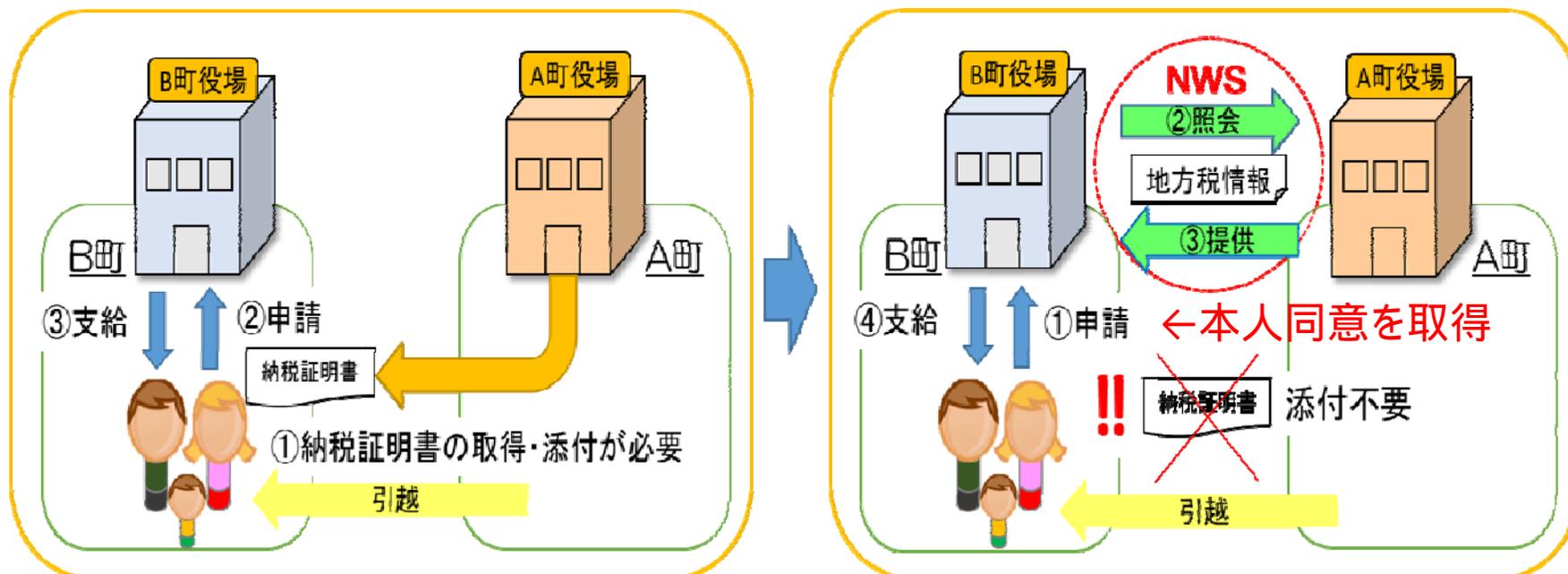
## (2) 独自利用事務の情報連携における 地方税関係情報の本人同意について

### 平成28年個人情報保護委員会規則第5号

#### 第二条(抄)

4 法第十九条第八号の個人情報保護委員会規則で定める特定個人情報とは、法定事務において情報提供者に提供を求める特定個人情報の範囲と同一又はその一部である特定個人情報とする。ただし、次に掲げる特定個人情報を除く。

一 提供を求めた特定個人情報が地方税関係情報である場合において、当該地方税関係情報の提供を求めることについて本人の同意がない場合における当該地方税関係情報



### (3) 情報連携の対象となる独自利用事務の事例の 拡大について

- ◆ 新たに事例追加を行った独自利用事務の情報連携について

次に掲げる独自利用事務についても、平成30年7月から開始予定の情報連携の対象とした。(平成29年3月27日第34回個人情報保護委員会において決定)

姫特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの(番号法別表第二の八十五の二の項)に準ずる独自利用事務

事例:地方公共団体が特定優良賃貸住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づいて建設された特定公共賃貸住宅でないもの。)

# 個人情報保護法の改正について



# 1. 個人情報保護法とは

---

- 個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性とのバランスを図るための法律  
基本理念を定めるほか、**民間事業者の個人情報の取扱い**について規定



## 個人情報保護法の目的

### 第1条

この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う**事業者の遵守すべき義務等を定める**ことにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

## 2. 改正個人情報保護法の概要

○平成27年9月 改正個人情報保護法が成立（**施行は平成29年5月30日**）

### ●改正のポイント●

#### 1. **個人情報保護委員会の新設**

個人情報取扱事業者に対する監督権限を各分野の主務大臣から委員会に一元化。

#### 2. **個人情報の定義の明確化**

利活用に資するグレーゾーン解消のため、個人情報の定義に身体的特徴等が対象となることを明確化。  
要配慮個人情報（本人の人種、信条、病歴など本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報）の取得については、原則として本人同意を得ることを義務化。

#### 3. **個人情報の有用性を確保（利活用）するための整備**

匿名加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報）の利活用の規定を新設。

#### 4. **いわゆる名簿屋対策**

個人データの第三者提供に係る確認記録作成等を義務化。（第三者から個人データの提供を受ける際、提供者の氏名、個人データの取得経緯を確認した上、その内容の記録を作成し、一定期間保存することを義務付け、第三者に個人データを提供した際も、提供年月日や提供先の氏名等の記録を作成・保存することを義務付ける。）  
個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で第三者に提供し、又は盗用する行為を「個人情報データベース等不正提供罪」として処罰の対象とする。

#### 5. **その他**

##### ① **取り扱う個人情報の数が5000以下である事業者を規制の対象外とする制度を廃止。**

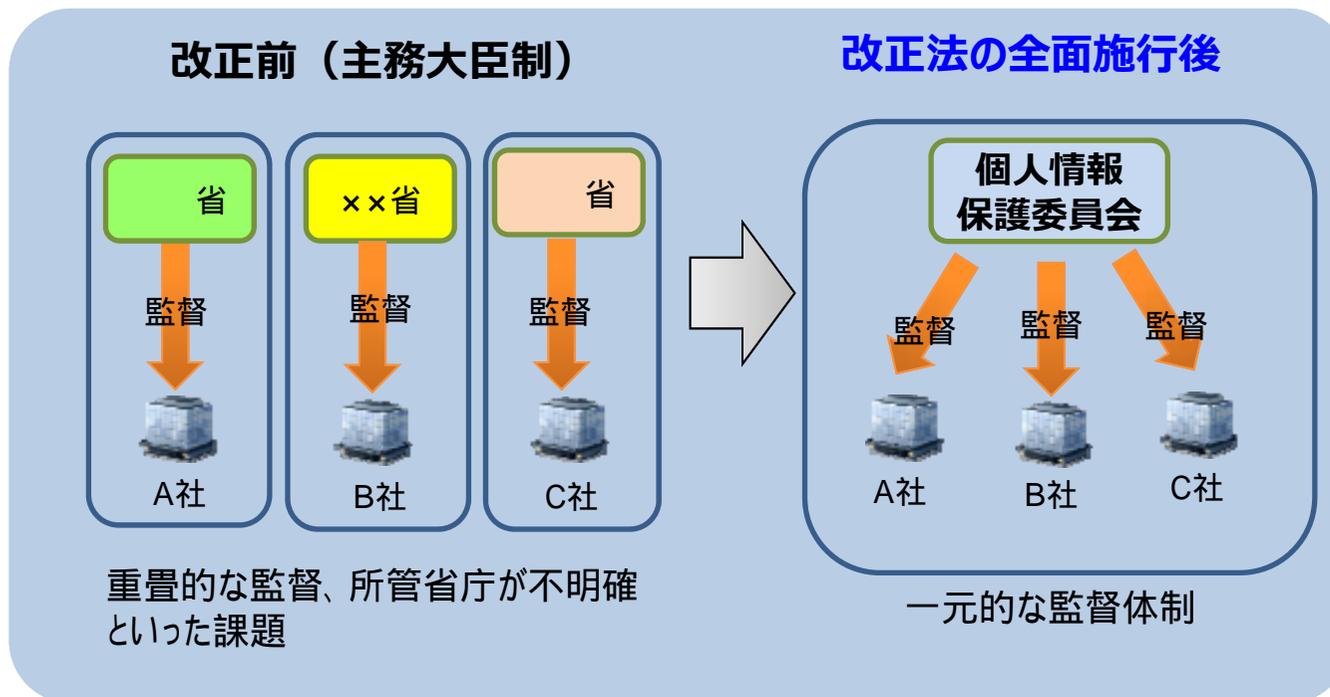
オプトアウト（ ）規定を利用する個人情報取扱事業者は所要事項を委員会に届け出ることを義務化し、委員会はその内容を公表。（本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止する場合、本人の同意を得ることなく第三者に個人データを提供することができる。）  
外国にある第三者への個人データの提供の制限、個人情報保護法の国外適用、個人情報保護委員会による外国執行当局への情報提供に係る規定を新設。

## 2. 改正個人情報保護法の概要

### 個人情報保護委員会の新設

- 改正法の一部施行により、平成28年1月1日に個人情報保護委員会設置
- 改正法の全面施行時に主務大臣が有している監督権限を個人情報保護委員会へ一元化

### 民間事業者の監督体制



### 公的機関の監督体制※

行政機関個人情報保護法  
(対象：国の行政機関)

独立行政法人  
個人情報保護法  
(対象：独立行政法人等)

個人情報保護条例  
(対象：地方公共団体等)

公的機関の監督体制は、  
個人情報保護法の改正前後  
で変更はない。

## 2. 改正個人情報保護法の概要

### 改正個人情報保護法の全面施行に向けた連携について（協力依頼） 抜粋

（平成29年3月10日 個人情報保護委員会事務局 事務連絡）

各都道府県・指定都市 個人情報保護担当課 御中

…

#### 2. 業所管課における適切な法令遵守に係る指導（従来通り）

改正法の全面施行により、個人情報保護法の監督権限が主務大臣から当委員会に一元化されますが、貴都道府県・指定都市における各業法の担当課に業法に関する不備等の報告があった際に、当該報告に個人情報保護法に関連する内容が含まれている場合には、従来どおり、一般的な法令遵守に係る指導の一環として、業法と併せて個人情報保護法の遵守もご指導くださいますよう、お願い致します。

なお、個人情報の漏えい事案のうち、事業者が公表している事案又は報道機関により報道されている事案（いずれも予定を含む。）について、関係各課において把握された場合は、当委員会事務局に情報提供をお願い致します。

（参考）個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について  
（平成29年個人情報保護委員会告示第1号）

<http://www.ppc.go.jp/files/pdf/iinkaikokuzi01.pdf>

## 2. 改正個人情報保護法の概要

### 小規模事業者への法の適用

- 改正法により、取り扱う個人情報の数が5000以下である事業者を規制の対象外とする制度を廃止

ただし、ガイドラインでは、安全管理措置について、一般的な義務・手法例とは別に、小規模の事業者においても履行し得るような手法例を示している。

※ガイドラインにおける「小規模の事業者」とは、  
従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者  
取り扱う個人情報の数が5,000人分超の事業者  
委託に基づいて個人データを取り扱う事業者

#### ※安全管理措置として求められる要素の例

「取扱いの基本的なルールを決める」、「従業者を教育する」、  
「関係者以外が個人データを見れないようにする（漏えい防止含む。）」、  
「PC等を用いて利用する場合はセキュリティ対策ソフトウェア等を導入する」 等

個人情報保護委員会ウェブサイトでは、新たに法の適用を受ける事業者の方向けのわかりやすい説明資料を掲載した特設ページを開設しています。

中小企業サポートページ（個人情報保護法）

[https://www.ppc.go.jp/personal/chusho\\_support/](https://www.ppc.go.jp/personal/chusho_support/)

# (参考) 個人情報の基本的な取扱いルール

## 取得・利用

- 利用目的を特定して、その範囲内で利用する。
- 利用目的を通知又は公表する。



勝手に使わない!

## 保管

- 漏えい等が生じないように、安全に管理する。
- 従業者・委託先にも安全管理を徹底する。

なくさない!  
漏らさない!



## 提供

- 第三者に提供する場合は、あらかじめ本人から同意を得る。
- 第三者に提供した場合・第三者から提供を受けた場合は、一定事項を記録する。



勝手に人に渡さない!

## 開示請求等への対応

- 本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する。
- 苦情等に適切・迅速に対応する。

お問合わせに対応!



## 3. 全面施行に向けた広報啓発活動

---

### ✓ 説明会の実施

- ・個人情報の保護と利活用を考えるシンポジウムを開催（平成28年2月。約600名参加）
- ・各種説明会の実施（経済団体、市区町村等が主催する説明会への講師派遣を含む。）  
（平成29年3月末までの間に計227回、約30,700名が参加）
- ・平成28年度は地方公共団体と協力して中小事業者向け全国説明会を47都道府県で開催  
（昨年10月～今年3月までで計61回、約7,600名が参加）

### ✓ 中小企業向け資料の展開

- ・委員会ウェブサイト「中小企業サポートページ（個人情報保護法）」を開設

「はじめての個人情報保護法～シンプルレッスン～」をはじめ、わかりやすい資料を掲載

[https://www.ppc.go.jp/personal/chusho\\_support/](https://www.ppc.go.jp/personal/chusho_support/)

### ✓ 自治会・同窓会向け名簿作成・配布に関する資料の展開

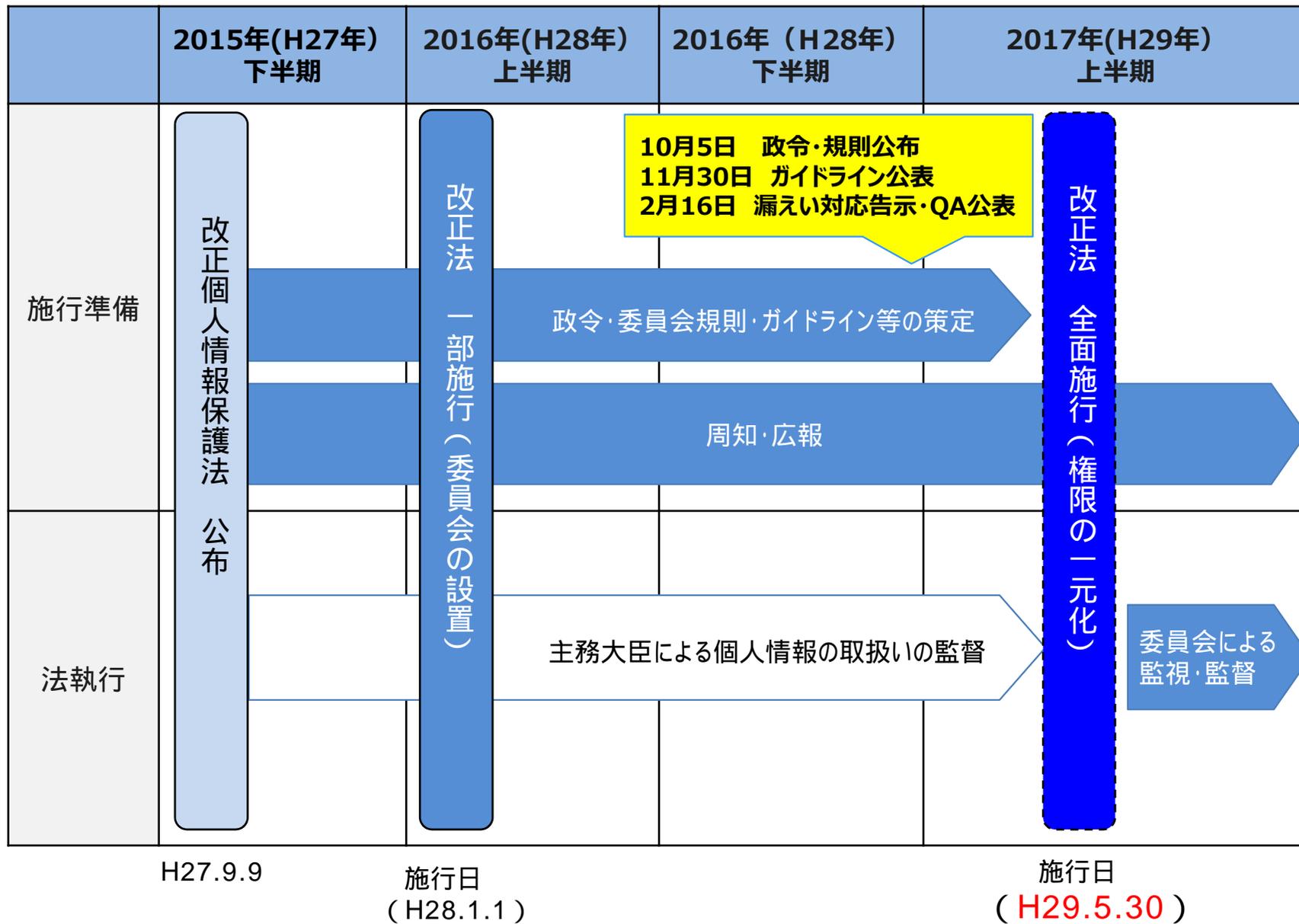
委員会ウェブサイト「自治会・同窓会向け 会員名簿を作るときの注意事項」を掲載

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/meibo\\_sakusei.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/meibo_sakusei.pdf)

### ✓ そのほか、ラジオCM、新聞広告等のメディアを活用した広報の実施

全面施行後も、引き続き積極的な広報活動に取り組んでいく

# 4. スケジュール



## 6. 参考

---

### ●個人情報保護法に関する質問ダイヤル

個人情報保護法の解釈についての一般的な質問は下記にお問合せください。

個人情報保護法質問ダイヤル  
**03-6457-9849**

くわしく

受付時間 土日祝日及び年末年始を除く 9：30～17：30

( 苦情相談窓口ではありません )

### ●個人情報保護委員会ウェブサイト

**中小企業サポートページ（個人情報保護法）**

[https://www.ppc.go.jp/personal/chusho\\_support/](https://www.ppc.go.jp/personal/chusho_support/)

新たに法の適用を受ける事業者の方向けのわかりやすい説明資料を掲載しています。

**改正法の施行準備について**

<https://www.ppc.go.jp/personal/preparation/>

改正個人情報保護法に関する各種情報を掲載しています。

## 6. 参考

### 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)

#### (国の責務)

第4条 国は、この法律の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

#### (地方公共団体等への支援)

第8条 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、情報の提供、事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### (個人情報の適正な取扱いを確保するための措置)

第10条 国は、地方公共団体との適切な役割分担を通じ、次章に規定する個人情報取扱事業者による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

#### (区域内の事業者等への支援)

第12条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第14条 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

## 6. 参考

### 個人情報保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定、平成28年10月28日一部変更)

#### 3 地方公共団体が講ずべき個人情報保護のための措置に関する基本的な事項

##### (2) 広報・啓発等住民・事業者等への支援

###### 地方公共団体の部局間の相互連携

地方公共団体は、法の施行に関し、自ら保有する個人情報の保護、その区域内の事業者等への支援、苦情の処理のあっせん等、さらには、法第77条及び個人情報保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)第21条の規定により事業所管大臣又は金融庁長官(以下「事業所管大臣等」という。)に委任された権限を行使することまで、広範で多様な施策の実施が求められている。地方公共団体においては、こうした多様な施策は、個人情報の保護に関する条例の所管部局、住民からの苦情の相談を担う部局、各事業・事業者の振興・支援を担う部局等相当数の部局にまたがるものと見込まれるが、個人情報に関する住民の権利利益の保護の実効性を確保するためには、広範な施策が一体的・総合的に講じられるよう、関係部局が相互に十分な連携を図る必要がある。また、事業者からの相談や住民からの苦情等の相談の利便性の観点から、連携体制の確保に併せて、関係部局間の役割分担と窓口を明らかにして、これを公表すること等により周知することが望まれる。

##### (3) 国・地方公共団体の連携の在り方

事業者に対する報告の徴収等の事業所管大臣等に委任された権限については、法第77条及び令第21条の定めるところにより、地方公共団体がその事務を処理することとされるものがあるが、他方、地方公共団体の区域をまたがって事業者が活動している場合等においては、地方公共団体が十分に事業者の事業活動を把握することが難しいことも考えられる。このため、地方公共団体と事業所管大臣等は、基本方針に基づく各窓口を活用し、十分な連携を図ることとし、地方公共団体は、事業所管大臣等に必要な情報の提供等の協力を求めるとともに、事業所管大臣等は、必要な場合には、令第21条第2項に基づき自ら権限を行使するものとする。

また、法制度についての広報・啓発、苦情の相談等の業務についても、住民や事業者等に混乱を生じさせないよう、国と地方公共団体が相協力することが重要であり、このため、個人情報保護委員会及び独立行政法人国民生活センターは、広報資料や苦情処理マニュアル等の情報の提供を図るとともに、各窓口の活用により個別の相談事例から得られる知見を蓄積し、その共有を図るものとする。